

牟田事務所 許可通信

<http://doricom21.la.coocan.jp/assurance.html> 2018.03

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★～今度こそホンキ!?建設業キャリアアップシステム～

今どうなっているの?建設業キャリアアップシステム

昨年からお伝えしている「建設業キャリアアップシステム」、初めの工程表ではもう使えるようになってはいるはずなのですが…

実は昨年はシステムの開発が上手くいかず、利用開始が延期されています。このように開始が遅れてしまった建設業キャリアアップシステムですが、今年はシステムの開発も順調に進んでいるようで、国土交通省は2018年秋頃に運用を開始する予定です。

間もなく登録開始!登録料が無料になる特別講習は3月末までです!

「建設業キャリアアップシステム」を利用するためには有料の登録が必要です。国土交通省は2018年4月にインターネット・郵送での登録を開始、その後は窓口での登録を開始する予定です。昨年E-ラーニングの特別講習を受講していただいた登録基幹技能者の皆様は、その時に入力していただいた情報を利用して簡単に登録していただけます。(登録料も無料です。)登録料が無料になる特別講習は今年も3月末まで受講していただけます。今年には特別な資格がなくても2018年4月1日現在30歳未満の方なら入社予定の方を含めて受講できますのでぜひご検討を。

まだご登録いただいていない技能者がおられるお客様、ぜひ早めのご登録をお願いします。制度の仕組みが今ひとつわかりにくいとお考えのお客様、牟田事務所佐竹までご連絡ください。

建設業キャリアアップシステム

技術者の方がどこの現場で何日働いたか・どんな資格を持っているかなどを記録して、その情報を活用して建設業界をより良くして行くシステムです。登録するとキャリアに合わせて4種類のキャリアアップカードが交付されます。(登録基幹技能者の方にはゴールドカード)

メリットは?

技術者の方にとっては・・・

これまでのキャリアに合った働き方がしやすくなる。

キャリアアップカードを使って資格や健康保険の証明ができる。

事業主の方にとっては・・・

施工体制台帳の作成・建退共の証紙の管理などが簡単になる。

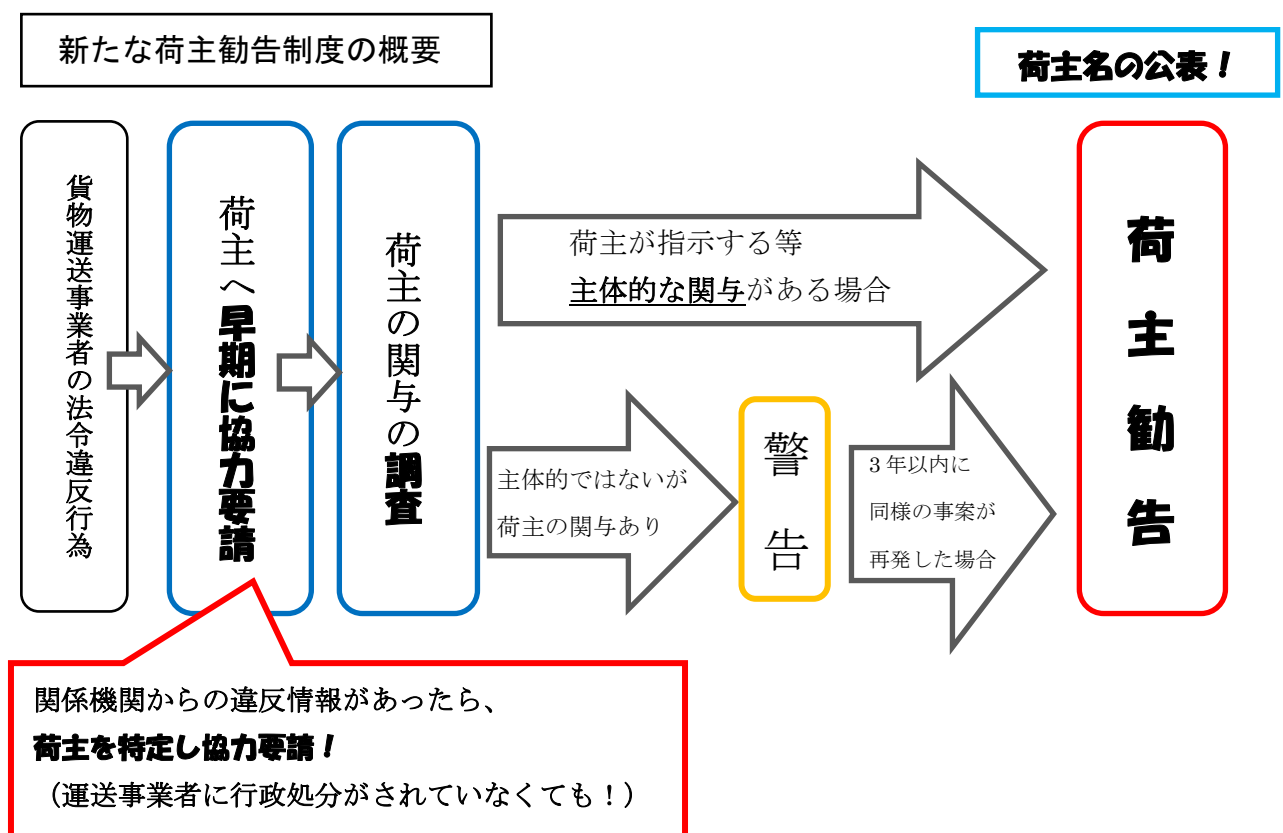
技術者の方の経歴をお客様にPRできる。



★運送業★ ご存知ですか 荷主勧告・公表制度

わたしたち運送事業者はいつも改善基準告示 1365 号というドライバーの労働時間ルールの中で、拘束時間や休息・連続運転時間を超えないように配車を組んだり、ドライバー指導を行っています。しかし現状基本拘束時間は 13 時間以内のルールを守れないこともあります。荷主都合の荷待ち時間の発生や、厳しい到着時刻の指定等をされてしまうと、運送事業者だけの努力ではこのようなルールを遵守するのが難しいため、ルールの遵守には荷主さんの協力が必要不可欠です。

行政側も荷主の協力を求めるために、運送事業者の法令違反行為に荷主が主体的に関与した場合には荷主に対して勧告を行い、その社名を公表する荷主勧告制度を設けており、より実効性を持たせるために平成 29 年 7 月に改正がされています。



改正で荷主企業の主体的な関与の判断基準が【荷待ち時間の恒常的な発生、②非合理的な到着時刻の設定、③やむを得ない遅延に対するペナルティ、④重量違反等となるような依頼】と明確化されました。運送事業者様は荷主の方へ、適正な時間で安全な運行が確保できるよう交渉の材料に使っていただき、また、利用運送事業者側として自身が元請となる場合には、この制度に留意した依頼をして、下請の運送事業者さんが法令遵守できるような依頼をする必要があります。荷主双方の協力で拘束時間の短縮に努めていきましょう！



どう変わるの？

manifestoの虚偽記載等に係る罰則強化

★産業廃棄物★

平成 29 年第 193 回国会において廃棄物処理法を改正する法律が公布されました。一部排出事業者に対して電子manifestoの義務化が決定しましたが、同時にmanifesto関連の罰則も強化されることになりました。

今回の改正の背景には、食品廃棄物の不正転売、不適正処理事案が一つのきっかけとなっていると言えるでしょう。この事案では、受託した未処分の食品廃棄物についてmanifesto上で処分終了の虚偽報告を行っていました。こうした事案を防止する目的で、manifestoの虚偽記載等に関する罰則の強化が、改正内容に盛り込まれたものと考えられます。

「manifestoの虚偽記載」というと、上記のように、処理会社が処分終了の報告やその日付について実際と異なる内容を記載した、といった事案が想像されがちです。しかし、今回の罰則の強化対象は虚偽記載「等」であり、虚偽報告だけでなく、排出事業者側が交付時点で記載不備を行った場合や、交付が漏れた場合についても、その範囲に含まれるため注意が必要です。

なお、排出事業者によるmanifesto交付時に不備が発生する状況として、次のようなケースがよく聞かれます。

▼記載不備が起りやすいケース

- 従来対応している交付担当者が急遽不在となり、代わりの担当者が交付を行った際、記載内容を間違えた。
- 廃棄物保管場所での車両への積込作業を運送会社に任せており、積込後、manifestoの交付を受けないまま場外へ搬出してしまった。
- 委託先や廃棄物ごとに印字済みのmanifestoが事前に用意されており、当該委託に係るものとは異なるmanifestoを交付、運用してしまった。
- 運送会社にmanifestoの印字と持参を依頼しており、当日運転手が持参した内容の間違ったmanifestoを、中身を確認せず交付した。

上記から分かるように、manifestoの交付に係る不備は、不備が起きてもおかしくない運用状況から発生することが多いようです。今回罰則が強化されたmanifestoの虚偽記載等の行為は、行為者だけでなく、その使用者（法人）にも罰則が課される可能性がある**両罰規定に該当**します。廃棄物管理業務は、担当者一人が配慮し対応していればよい業務ではありません。廃棄物管理という業務自体を、**会社全体にとっての重要事項と位置付ける**ことが大切です。

電子manifestoはハードルが高いという印象も一昔前の話になってきました。

今回の法改正で電子manifestoが義務付けられるのは特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上（PCB 廃棄物は 50 トンの中に含まない）の事業場を設置する者。一部の排出事業者が電子manifestoが義務付けられると排出された廃棄物を処理する処理業者も電子manifestoが必須になってきます。

導入のお手伝いや運用のご相談などいつでもお待ちしております。



スマホのながら運転罰則強化

携帯電話利用による事故件数が増加傾向にあります。平成 23 年が 1,280 件なのに対して平成 28 年では 1,999 件と 1.6 倍に。しかも通話によるものは横ばいもしくは減少傾向なのに対し、通話以外の操作等が要因だった事故は 409 件から 927 件と 2.3 倍になっているのが特徴です。



改正法案は、携帯電話などを操作して交通の危険を生じさせた場合の罰則について、現状の「3 月以下の懲役または 5 万円以下の罰金」から「**1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金**」に引き上げ。また、軽微な交通違反を犯した際に、反則金を納付すれば刑事訴追されない交通反則通告制度の対象から除外されます。

さらに、直接交通の危険を生じない場合でも、現状の「5 万円以下の罰金」から「**6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金**」に厳罰化する方向です。

早ければ 2018 年度中（10 月頃）に施行される可能性があります。



運転中に携帯を手に持っていたら 6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金！！ スマホナビもスピーカー通話も危険です。

これは運送業者さんに限らず、車を使ってお仕事される全ての方に改めて注意して頂かなくてはなりません。

会社としてカーナビの整備やルートウースの支給などの対策を練る必要があります。

これ以外にも信号待ちでちょっと検索、会社やお客さんからメールの確認など従業員さんには十分に周知し認識を改めていただく必要があります。

運転中の携帯電話使用撲滅を徹底しましょう！(^_^)!

平成30年 行政書士牟田事務所 月例勉強会

法改正の多い運送業と産業廃棄物について今年も牟田事務所で勉強会を開催します。
是非みなさん一緒に勉強しましょう(^_^)/~

運送業 平成 30 年 3 月 15 日（木）18 : 00 ~ 改善基準告示

産 廃 平成 30 年 4 月 19 日（木）18 : 00 ~ 建設系廃棄物

建設業 平成 30 年 5 月 17 日（木）18 : 00 ~ 建設業キャリアアップシステム

参加ご希望の方は、牟田事務所スタッフまでご連絡ください。

